

【2010年度上期 決算説明会（2010年11月24日）質疑応答】

Q-1	不動産業向け融資に関する今後の取組方針について、コメントをお願いしたい
A-1	資料（P32）の通り、不動産業向け融資はコーポレート・ローンを含め約1.7兆円となっているが、基本的にはこのポートフォリオ全体の枠の中で個別案件を厳選して取り組む方針。不動産ノンリコース・ローンの格付け悪化傾向にも底打ち感が出てきており、ポートフォリオとしては一定の水準を維持していくスタンスである。優良案件についてはスプレッドがタイト化しつつあり、収益的には厳しい面もあるが、当社事業全体としてみれば、不動産マーケットに資金が流入する状況はフェイバーだと考えている。

Q-2	海外業務について、海外日系企業向け貸出や不動産、アセット・マネジメント等、幅広く展開しているが、今後重点を置く業務および地域についてお聞かせ願いたい
A-2	メガバンクのような商業銀行的、あるいは投資銀行的な事業展開は考えておらず、信託銀行らしい海外展開を行っていく。例えば、先ほどご紹介した日興アセット・マネジメントによる買収案件のように、資産運用事業は引き続き強化の方針であり、アジア地域を中心に充実してきたグローバルなチャンネルを、今後とも活かしていきたい。不動産における外-内（out-in）、内-外（in-out）のビジネスや、日系企業向け貸出についても積極的に推進していく。アジアにおいては、非日系のコーポレート、政府系を問わず、リレーションをベースに取引展開できる先もあり、既に体制整備にも着手している。

Q-3	マーケット資金事業の下期の運用方針、ポジション再構築の可能性について、考え方を聞かせ願いたい
A-3	基本的には保守的な運営を継続しており、マーケットの歪みに着目した収益機会を着実に捉えていくというスタンスである。長期金利で言えば過去10年来、概ね1.2%～2.0%のレンジにあり、（金利低下の）行き過ぎの正常化の公算も想定に入れた方がいいと考えている。こうしたゾーンに戻ってくれば、ポジション再構築を検討する可能性もあるだろう。

Q-4	現状の自己資本について、バーゼルⅢへの備え、あるいは買収戦略・成長戦略を支える資本基盤の観点から、経営として十分な水準と考えているか
A-4	資本規制についてはまだ細部に不透明な点があるが、自らの事業モデルや、資本の充分性と効率性のバランスを考慮すれば、現状の試算では、将来の事業展開に十分な水準が確保されていると考える。今後の買収案件等にも一定程度、対応は可能と考えている。

Q-5	「信託らしい海外展開」という言葉があったが、海外日系向けのビジネスについて、もう少し具体的に説明して頂きたい
A-5	金融仲介機能の発揮という意味で、海外日系向け貸出については、取引先のニーズに応じて積極的に残高自体を伸ばしていく方針である。信託らしい特徴的な取り組みとしては、STB Consulting (China) における中国での M&A や年金制度のコンサルティング、北京の省エネ会社のコンサルティングを通じたリース事業への展開等があり、単なる資金仲介ではなく、日系企業に対する付加価値の高いサポートを行っていきたいと考えている。

Q-6	個人向けローンについて、銀行・信託・不動産一体のサービスの中でどのように他行との違いを出し、優位性を発揮し得ると考えているのか、お聞かせ願いたい
A-6	当社にはディベロッパーをはじめとした不動産会社からの情報に強みがある。マンション素地の仲介等の不動産ビジネスとのシナジーに加え、審査のスピードや返済方法の利便性など、単なる金利競争でない、付加価値で競う領域は当社の得意とするところであり、足許の数字も着実に伸びている。

Q-7	消費者金融業向けの貸出について、武富士の破綻により、今後どのような影響があると考えているのか、お聞かせ頂きたい
A-7	消費者金融業向けの貸出残高は、資料 (P31) に示した通り、かなり減少してきた。武富士の影響については、現時点では過払い請求が増加しつつも昨年水準は下回る状況だが、今後における影響の期間、大きさは不透明であり評価は難しい。予断を持たずに注意深く見守っていく。アイフルについては、今の ADR の枠組みの中でモニターし、主要行の一つとして適切なアドバイスを行っていきたい。

Q-8	バーゼルⅢにおける SIFIs について、仮にそのカテゴリーに入った場合に、経営にどのように影響するかについて考えをお聞かせ願いたい
A-8	SIFIs に関しては、資産規模、ビジネスモデルの両面から、少なくともグローバル SIFIs に該当する可能性は低いと見ている。海外日系向けビジネス、グローバル・カストディ、資産運用の展開等、国際基準行として活動していく方針だが、SIFIs に入らなければ出来ない類のビジネスは志向しておらず、積極的にこのカテゴリーに入るインセンティブはないと考えている。

## 将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社との経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと

本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと

本案件の完了に必要とされる規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク

本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響  
事業戦略を実行する上での課題

金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響

本案件の完了に関するその他のリスク

## その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）は、住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）との経営統合計画に関連して、「Form F-4」による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルしました。「Form F-4」には、目論見書及びその他の文書が含まれます。本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の株主総会の開催日前に、「Form F-4」の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国株主に対し発送される予定です。ファイルされた「Form F-4」及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれています。住友信託銀行の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連して SEC にファイルされた又はされる「Form F-4」、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合計画に関連して SEC へファイルされた「Form F-4」、目論見書及び他の全ての文書は、SEC のウェブサイト ([www.sec.gov](http://www.sec.gov)) から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連して SEC へファイルされた目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス (Fax 番号 +81-3-5232-8716) または住友信託銀行 (Fax 番号 +81-3-3286-4654) に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。